

ドイツ統一後の
東【部】ドイツ【地域】の経済問題

——“旧”東ドイツとの関連を中心として——

百 濟 勇

はじめに (本号)

- I. ドイツ民主共和国社会主義体制40年の崩壊
——東ドイツ社会主義の総決算——
 1. 1960年代における『経済改革』の基本方針及びその方法
——W. ウルブリヒト時代の経済政策の特徴点——
 - a) 『新経済制度』導入の政治的, 経済的前提条件
 - b) 1963年の『新経済制度』(NÖS——SED 第6回党大会)の主要な改革方向
 - c) 『社会主義経済制度』(ÖSS——SED 第7回党大会)の課題
 2. 1970年代からの E・ホネカーの経済政策の方向及び問題点
 - a) DDR 国民経済の『集約的拡大再生産』への移行
——SED 第14回中央委員会総会及び SED 第8回党大会(1971年)のもつ意味——
 - b) 世界経済の“外的要因”による国内経済計画への波及とその対策(1976~1980年の第8次5カ年計画の内実)
 - c) 第9次「5カ年計画」(1981~1986年)にみる経済・管理・指導制度の問題点
 - d) ホネカー時代の経済政策のもつ東ドイツ総決算への“役割”

3. 『ベルリンの壁』崩壊のもつ歴史的意味

——モドロウ内閣の誕生及び“新生”社会主義『第三の道』への転換の失敗——

II. 統一ドイツ誕生による経済問題——“旧”東ドイツとの関連で——

1. 過渡的“デメジエール政権”の果たした役割とドイツ統一への前提条件の形成

a) デメジエール・キリスト教同盟 (CDU) 首班の新政権の誕生
——1990年3月18日の東ドイツ総選挙のもつ意味——

b) 東ドイツの西ドイツへの編入・合併に伴う経済問題の推移
——モドロウ内閣の「経済政策」構想——1980年代ホネカー政権の経済政策の失敗の是正
——『社会主義的市場経済』（第三への道）構想の破綻
——『合併企業法』, 『私的企業法』, 『信託公社法』などの経済法, 政令, 省令にみる「経済政策」の変遷

c) 東西ドイツ「通貨同盟」構想への変遷
——西独経済省学術審議会調査書にみる「東ドイツ支援計画」(1989年11月及び12月)
——西独経済省五賢人諮問委員会特別報告「東ドイツにおける経済改革支援に関して——その前提および可能性」(1990年1月18日)にみる統一経済構想
——西独経済省「1990年度経済白書」を中心にして
——西独連邦銀行「東ドイツ経済救済“秘密”計画」, その他の連邦銀行資料

III. 東西ドイツ経済統合の“特殊性”

——東ドイツ併合の機軸としての『通貨同盟』のもつ意味——

a) 『通貨同盟』とはなにか? EC 経済統合と比較しての東西ドイツ

経済統合における『通貨同盟』の特殊性

- b) 第1次国家条約『両独通貨・経済・社会同盟創設に関する国家条約』に規定された経済的出発点——“西独マルク”の東ドイツへの導入のもつ意味
- c) “旧”東ドイツ地域の経済改革の必要性——東部ドイツ地域での“民間資本”導入の為の前提条件の整備
- d) 新統一ドイツ（35万 km²，16州規模）の“経済改革”の在り方

IV. ソ連・東欧諸国の経済改革に及ぼすドイツ統一の影響

- a) 対ソ連経済関係の今後の問題点
- b) 東欧諸国との経済関係
- c) 東独モデル“経済改革”とソ連・東欧諸国の経済改革の可能性の関連をどうとらえられるか？

はじめに

1989年12月22日、私はブランデンブルグ門の《壁》開放式典デモのど真ん中にいた。コール西独首相、モドロウ東独首相（当時）、西ベルリン・モンパー市長、東ベルリン・クラーク市長（当時）の短い記念演説の後ゆっくりと群衆は動きだした。小雨が降るなかで足元と隣人の持つ傘からの滴を気にしながら、ウンターデン・リンデン通りから《壁》に向かって進んだ。ビールやシャンペン・グラスを片手にもつドイツ人もかなりいた。傘を高く上げ、肩と肩をぶつけあいながら静かに進んだ。だがブランデンブルグ門の庇が頭上に近づくにつれて、私の周辺にいたドイツ人大衆は次第にヒステリー状況になっていった。ベルリンは750年余の歴史があり、かつて世界文化の中心地だった。ドイツ人にとって幾多の歴史上の“情念”とも結びつくそのベルリン、さらにブランデンブルグ門への行進は私のような異邦人には理解を越えたドイツ民族の

“怨念”を観る思いであった。今まで私は何を勉強し、どれほどドイツ及びドイツ人を識っていたのか、との疑問で自己嫌悪にも陥ちいった。さらにそこでは私はひたひたと迫りくる《ドイツ統一への流れ》を肌で感じとった。戦後ドイツの“一部”を経験してきた私の頭の中で東ドイツの40年の歴史がパノラマのように広がり、多くの想いが錯綜した。今日の状況を生み出す直接的“契機”となった1989年11月9日の『ベルリンの壁』崩壊の持つ世界史的な意味の解明は今後に残された最大の研究課題の一つであろう。だが私の能力からいって、かつ現在の条件のもとで適確な分析、指摘は不可能である。かなりの慚愧の想いで東西ドイツ国家関係の推移を基軸にして今日の“旧”東ドイツの国家消滅の背景、かつ東西ドイツ経済統合の問題点を探ってみよう。

『ベルリンの壁』崩壊後の11月、12月段階までは東西両ドイツは明白な主権国家関係であった。11月13日に人民議会で閣僚評議会議長に選出され、政府組閣を委託されたH・モドロウ首相（当時）は最初の議会演説で（第12回人民議会、11月17日）多岐にわたる国内政策及び外交に関する所信を表明した。⁽¹⁾

“Zu den grundlegenden Voraussetzungen der Stabilität und des Friedens in Europa gehören stabile, berechenbare Beziehungen zwischen beiden deutschen Staaten und ihre konstruktive Weiterentwicklung. Mit der angestrebten, ja bereits begonnenen Reform unseres politischen Systems wird auch der Weg zur Wahrung und Durchsetzung des Selbstbestimmungsprozesses des Volkes der DDR auf neuer Grundlage gegangen. Damit wird die Legitimation der DDR als sozialistischer Staat, als souveräner deutscher Staat erneuert.” (unterstrichen—I.M.)

さらに両ドイツ関係についてはあくまでも東ドイツは西ドイツとは異なった「社会主義国家」かつ「主権ドイツ国家」であり、これを前提とした多岐に互る両国関係の改善を提唱し、その具体的な国家関係形態として『条約共同体』構想を提起した。⁽²⁾

“Die beiden deutschen Staaten haben bei aller Verschiedenheit ihrer Gesellschaftsordnungen eine jahrhundertealte gemeinsame Geschichte. Beide Seiten sollten die hierin liegende Chance begreifen, ihrem Verhältnis den Charakter einer qualifiziert guten Nachbarschaft zu geben. . . . Die Regierung der DDR ist bereit, die Zusammenarbeit mit der BRD umfassend auszubauen und auf eine neue Stufe zu heben.”

“Wir sind dafür, die Verantwortungsgemeinschaft beider deutscher Staaten durch eine Vertragsgemeinschaft zu untersetzen, die weit über den Grundlagenvertrag und die bislang geschlossenen Verträge und Abkommen zwischen beider Staaten hinausgeht. Dafür ist diese Regierung gesprächsbereit.” (unterstrichen—I.M.)

さらに当時の東ドイツの国内の経済状況の悪化から、まず経済再建こそ第一の課題であった。上記した第12回人民議会でも H・モドロウ氏は「緊急の課題は経済の安定化である」と述べ、「第一には物的生産の安定化である。緊急な事は企業での原材料の不足の解消、労働力の定着化、部品の安定供給、企業間協力のための条件を作る事」であり、「第2点は国民の必要生活物資の確保である。とりわけ日常生活に必要な商品の生産である」として政府のなすべきかかる緊急課題を挙げている。⁽³⁾ 国家統中央統計庁 (Die Staatliche Zentralverwaltung für Statistik) 発表によると具体的には11月の工業商品生産が「複雑な情勢のもとで昨年同月比でマイナス2.5%となり、東ドイツ始まって以来のマイナス成長となった。工業部門での平均就業者数は昨年同月比で五万三千八百人減となり、総就業者数の約2%減に相当」し、経済体としての崩壊過程が始まっていた。⁽⁴⁾

一方西独コール首相も1989年11月28日西独連邦議会においていわゆる『10項目提案』を行っている。その中でコール首相はモドロウ首相提案の『条約共同体』構想に同意して第4項目で以下のように述べ、さらに第5項目で両国家間の将来の統一国家への具体的形態を一定の条件を前提にしながらも『連邦国

家』と指摘している。⁽⁵⁾

“Ministerpräsident Modrow hat in seiner Regierungserklärung von einer Vertragsgemeinschaft gesprochen. Wir sind bereit, diesen Gedanken aufzugreifen. Denn die Nähe und der besondere Charakter der Beziehungen zwischen den beiden Staaten in Deutschland erfordern ein immer dichteres Netz von Vereinbarungen in allen Bereichen und auf allen Ebenen.” (unterstrichen—I.M.)

“Wir sind aber auch bereit, noch einen entscheidenden Schritt weiterzugehen, nämlich konföderative Strukturen zwischen beiden Staaten in Deutschland zu entwickeln mit dem Ziel, eine Föderation, das heißt eine bundesstaatliche Ordnung, in Deutschland zu schaffen. Das setzt aber eine demokratisch legitimierte Regierung in der DDR zwingend voraus.” (unterstrichen—I.M.)

かかる状況の中で既に述べたように1989年12月22日、私はブランデンブルグ門の《壁》開放式典に“参加”した。まさしく政治・経済的にも重要な時期であった。12月19日にはコール西独首相がドレスデンに入り、20日にはフランスのミッテラン首相が東ベルリンに入った。ドイツ問題をめぐり西独、フランスの駆け引きの火花が散っていた。だがここでは東西ドイツ国家関係に問題をしばっていた。

ドレスデンで行われた第1回モドロウ・コール首脳会談では「条約共同体への途次」として経済協力の拡大、旅行、国境問題について協議を行い、文化交流協定が調印された。その際に両独政府の共同声明が発表された。経済協力の強化を中心として『条約共同体』を通じて両国関係の新たな段階への引き上げを指摘している。⁽⁶⁾

“Es bestand Einvernehmen, ausgehend vom Vertrag über die

Grundlagen der Beziehungen vom 21. Dezember 1972, die Zusammenarbeit zwischen der DDR und BRD umfassender auszubauen, die Beziehungen auf eine neue Stufe zu heben und sie enger und langfristig zu gestalten. Über die bestehenden Verträge hinaus soll eine Vertragsgemeinschaft entwickelt werden mit Institutionen zur Behandlung der gemeinsamen Probleme des gesellschaftlichen Lebens.” (unterstrichen—I.M.)

かかる両独政府間の合意事項である『条約共同体』構想に見られるようにこの時期では明白な《ドイツ統一》の考えはなく、せいぜいコール首相の10項目提案に見られるような《連邦国家》形態での統一であった。それもこの時点では、コール首相も現実性のあるものとしては見ていなかった。⁽⁷⁾

既に指摘したがモドロウ内閣が緊急に解決しなければならない問題は、経済の再建であった。経済改革の緊急性と必要性を強調しながら「経済改革とは計画の廃絶を意味しない。貨幣・商品関係をベースにした市場を社会主義的計画経済の有機的構成要素にする事」であり、かつ「現在の政府の最大の課題は東ドイツ経済を危機から救い、安定化を図り、(経済)成長に刺激を与える事である」と述べ、《刷新された社会主義》としての経済改革、具体的には1980年代のホネカー時代の経済政策の失敗の是正改革を指向し以下のように述べている。⁽⁸⁾

“Aus den Positionspapieren aller politischen Parteien unserer Koalition ist die Übereinstimmung zu entnehmen, daß Wirtschaftsreform nicht Abschaffung der Planung bedeutet. Wohl aber sollte die neue Regierung bei der Wirtschaftsreform sich ebenso deutlich davon leiten lassen, den Markt mit seinen Ware-Geld-Beziehungen zum organischen Bestandteil sozialistischer Planwirtschaft zu machen.”

“Die Wirtschaftsreform muß zu einer grundlegenden Erneuerung

der sozialistischen Planwirtschaft führen, zur Demokratisierung der Planung. Sie fordert eine neue Stellung der Betriebe im Wirtschaftssystem, nämlich so gestaltet, daß sie sich als sozialistische Warenproduzenten voll entfalten, ihre Verantwortung auf dem Markt voll wahrnehmen können und die wirtschaftliche Rechnungsführung voll durchgesetzt ist. Dementsprechend ist die Rolle der Kombinate als wichtige Form der Wirtschaftsorganisation neu zu bestimmen.” (unterstrichen—I.M.)

このように「社会主義計画経済の根本的な刷新」の表現や、さらに所有関係の“是正”とも関連して後に指摘する大きな問題である『信託公社法』による人民所有企業解体対象としての最大の企業形態である「コンビナート」の位置付けは、この時点ではその基本的変更は何等考えられてはいなかった。

すでに指摘した人民議会での モドロウ首相演説と並んで重要な会議は第12回人民議会が開催された直前の SED（ドイツ社会主義統一党）の第10回中央委員会総会（11月8日）であろう。それまで“旧”東ドイツを指導してきた政権党の混乱、それも1日後には例の歴史的な『ベルリンの壁』崩壊が待っていた。⁽⁹⁾ この中央委員会総会でそれまでの“旧”指導部政治局員が引退し、書記長にエイゴン・クレンツが選出された。そして SED 第4回会議（党大会ではない！）を12月15日から17日まで開催する事を決定し、新たな『SED 行動綱領案』が提出された。エイゴン・クレンツはこの基調報告の中で「刷新された社会主義のための新たな条件を創造する事が重要である」とし、これまでの『社会主義』の誤りを指摘している。⁽¹⁰⁾

“Die in unserem Land eingeleitete Wende will die grundlegende Erneuerung der sozialistischen Gesellschaft. Die dafür auszuarbeitende Gesellschaftsstrategie kann nur von der Erkenntnis ausgehen, daß der Sozialismus ein sich ständig verändernder Organismus ist. Eine him

verpflichtete Gesellschaftsstrategie ist nicht ein für allemal fertig, abgeschlossen, endgültig. Ausgehend von den sich rasch wandelnden Realitäten, muß sie ständig kritisch überprüft, präzisiert und schöpferisch weiterentwickelt werden.” (unterstrichen—I.M.)

対西ドイツの関係にしてもクレンツ氏はモドロウ氏よりもさらに明白に「主権ある相互に独立した二つのドイツ国家関係」と規定している。経済政策とも関連して、第1次、第2次オイルショックに象徴される世界経済の構造変化に対応出来ずに今日の経済状態に陥ったとし、政治的、経済的困難は一夜にして生まれたのではなく、ウルブリヒトからホネカーに政権移譲が行われた第8回 SED 党大会（1971年）以来の分析が必要であると、指摘している。だが「現在我が国で起きている」（クレンツ）事態は、“Wende”（転機）を超えて《民衆の革命》が起きつつあった。⁽¹¹⁾

1989年12月8日ベルリンにて SED 臨時党大会が二千七百五十名の代議員参加のもとで開催された。その党大会では H・モドロウ氏が情勢報告を行った。モドロウ氏はヨーロッパにおける東ドイツの位置付けを「主権国家ドイツ民主共和国はヨーロッパの家の確固とした基礎である」として、西ドイツとの協力関係の強化を強調しつつも、あくまで主権国家としての東ドイツを対西ドイツの国家関係の出発点としていた。この時点では《ドイツ再統一》と《ドイツ統一》を明確に区別し、《ドイツ再統一》に関しては問題外とし《ドイツ統一》も当面の日程にはないと指摘している。⁽¹²⁾

“Die sozialistischer Partner erwarten von uns, und damit sind alle Kräfte gemeint, die eine erneuerte sozialistische Gesellschaft zu tragen bereit sind, eine Stabilisierung dieses Staates in voller Souveränität, also keinen Ausverkauf an die BRD. Unsere Verbündeten sagen ebenso wie meine Regierung, daß eine Vereinigung der beiden Staaten zu einem Staat nicht auf der Tagesordnung steht. Und von Wiedervereinigung

sollte man richtigerweise überhaupt nicht reden, weil das Wort wieder ein Anachronismus ist und berechtigte Bedenken, ja Ängste, vor groß-deutschen Chauvinismus weckt.” (unterstrichen—I.M.)

反体制運動の高揚と共に政治的空洞化が想像以上に進展している事を象徴的に表していたのが、権力の中心に位置していた「SED の指導的役割」が第13回人民議会の決議として憲法から削除された事である。⁽¹³⁾ さらに中央委員会機関紙『ノイエス・ドイチュランド』は1989年12月18日以降それまでの「万国の労働者、団結せよ!」, 「SED 中央委員会中央機関紙」の副題を削除し、「社会日刊紙」に変更した。

反体制運動は1980年代初めの NATO 軍備増強反対と平行して東ドイツ政府の軍備増強にも反対する運動として表れてきた。それは西独に対すると同様に東ドイツに対しても軍縮を要求した。さらにプロテスタント教会を中心に環境保全運動が広がり、東ベルリンのある教会に環境保全図書館が開かれた(1987年11月)。また毎年1月17日に東ベルリンのフリードリッヒ・フェルデにある『社会主義者の墓』でカール・リープクネヒト及びローザ・ルクセンブルグ虐殺の日を記念して大きなデモ行進が行われていた。かかる“官製”デモに対して1989年1月17日に独自の市民運動が組織された。その市民運動デモを SED 政権は力で弾圧した。また1989年5月6日の地方選挙の不正、さらに6月の中国の“天安門事件”への DDR 指導部の支持表明がザクセン地方を主にしてさらに多くの反体制運動の広がりをもたらした。その典型的な反体制運動はライプツヒにあるニコライ堂を中心にした《月曜デモ》であった。反体制勢力の目的はグループにより多岐にわたる。だが共通する要求は自由選挙, SED 独裁の終結, 憲法改正, 法治国家の確立, 報道の自由であり, 換言すれば《東ドイツの民主化》であった。⁽¹⁴⁾

かかる反体制運動の高揚と『ベルリンの壁』崩壊に伴って加速された西ドイツへの《Exodus (大量脱出)》は国家基盤そのものの崩壊を想像以上に急速に齎した。確かにモドロウ内閣は存在していたが、統治能力は機能せず国内経

済状況の悪化と共に《ドイツ民主共和国》そのものの存立基盤が崩れつつあった。

一方西独も1989年11月9日の『ベルリンの壁』崩壊後の情勢の進展を背景にして、政府機関を中心として各研究部門が施策的な《東ドイツ経済の再建計画》を策定し始めていた。その典型が西独経済省の動きである。西独経済省学術審議会が1989年11月17～18日及び12月15～16日に会議を開催して、調査書「ドイツ連邦共和国のDDRに対する関係での経済政策的な挑戦」を発表した。⁽¹⁵⁾

さらに『経済白書』の前提となる五賢人の諮問委員会が1990年1月20日付けで提出した特別報告書「ドイツ民主共和国における経済改革支援のために——前提と可能性——」であった。その序文で、「東ドイツの指導部の明確な方針は不明だが、経済改革の成功モデルは社会市場経済である」と指摘しており、この特別報告書の目的を以下のように述べている。⁽¹⁶⁾

“Das Sondergutachten greift die Frage auf, wie und unter welchen Voraussetzungen die Bundesrepublik den wirtschaftlichen Reformprozeß in der DDR unterstützen kann. Die Formen und das Ausmaß der Unterstützung hängen entscheidend vom wirtschaftspolitischen Kurs ab, den die politische Führung in der DDR einschlagen wird. Noch sind die Weichen dort nicht gestellt. Das Gutachten behandelt daher die Frage, an welchem Muster eine Reform, die schnellen und bleibenden Erfolg bringt, auszurichten ist und was hierfür in den wichtigsten Bereichen zu tun ist. Es gibt nur ein Erfolgsmuster für die Wirtschaftsreform: die offene marktwirtschaftliche Ordnung mit sozialer Absicherung.” (unterstrichen—I.M.)

西独連邦経済省の経済白書の前提となる五賢人諮問委員会の年次報告は例年は前年度の11月まで提出し、それを受けて『経済白書』が作成されるのであ

る。1989年11月23日付けで一度は提出されたが、⁽¹⁷⁾ 上記したように東ドイツの政治的な急変により1990年1月23日付けで急遽再提出されたのであった。この諮問委員会の特別報告を受けて『1990年度経済白書』が作成された。特に1章を割いて東ドイツでの経済改革に対する西ドイツ政府の態度を明確にし、支援のための西ドイツからの条件を挙げている。諮問委員会の基本的提言を是認して次のように述べている。⁽¹⁸⁾

“Die Bundesregierung begrüßt, daß der Sachverständigenrat die Voraussetzungen für notwendige Wirtschaftsreformen in der DDR untersucht und dazu Ende Januar 1990 ein Sondergutachten vorgelegt hat. Er unterstreicht, daß ein Erfolg des wirtschaftlichen Reformprozesses nur zu erwarten ist, wenn das Wirtschaftssystem grundlegend zu einer offen marktwirtschaftlichen Ordnung mit sozialer Absicherung umgestaltet wird und die dafür erforderlichen Reformschritte rasch und möglichst gleichzeitig durchgeführt werden. Das Gutachten enthält auch wichtige Hinweise dafür, wie der wirtschaftliche Umwandlungsprozeß in der DDR von Seiten der Bundesrepublik Deutschland wirkungsvoll unterstützt werden kann.”

西独連邦銀行も《東ドイツ経済救済“秘密”計画》を策定している。これは「ドイツ連邦共和国のドイツ民主共和国における経済改革及び救済政策のための出発点」と呼ばれる24頁の報告書である。通称『ペール調書』と呼ばれるこの報告書では、まず東西ドイツ国家関係は「二つの主権国家の前提から出発し」、現状の東ドイツの経済水準は30年前のドイツ連邦共和国であり、その経済改革はまず「新しい、かつより良い社会主義を創造する試み」を断念し、市場経済移行への前提条件を整備すべきと提言している。経済改革の基本条件は企業の自立性を基礎にし、コンビナートを中心とした独占を含む計画制度を完全に廃絶し、競争秩序を確立すべきと指摘している。その際興味を引くことは

「必ずしも所有の私有化は必要ない」としている事である。さらに補助金が多く占める価格の改定、いわゆる価格改革さらに通貨改革、とりわけ生産性の向上に基づく東独マルクの国際通貨交換性をもつ通貨への長期にわたる転換政策が重要と指摘している。さらに東独国立銀行には東ドイツでの金融・資本市場条件の欠如のもとでも、国際為替相場比率に関しては「ある程度の行政指導で国際為替市場の条件を出来るだけ反映するようにする事」を助言している。急速な改革よりもかかる段階的な政策の導入の方が利点が多いと指摘し、ドイツ連邦共和国の東独への援助はこうした移行段階にこそ有効に働くようにする、としている。東独市民への消費財輸入に必要な西独銀行からの融資を明確に拒否し、西独民間資本の東ドイツへの直接投資を促進するための西独企業への、例えば低金利の特別融資や税制上の優遇処置こそ重要であるとし、資本の論理に沿った合理的な基本姿勢を明確に打ち出している。さらに東ドイツとECとの通商条約を締結する目的が達成出来るように西独は援助すべきであるとし、全体的な両独国家関係は経済法則に基づいた合理的な関係の樹立を提言している。⁽¹⁹⁾

ここで重要な事は1989年の『ベルリンの壁』崩壊から1990年2月上旬までは西独連邦銀行の《秘密計画》の内容のように、将来の問題としての経済・政治関係の《ドイツ統一》は「主権国家を前提とした国家連合」を前提にしており、《経済統合》の両国の前提条件の“整備”に力点がおかれていた。だが1990年2月7日の閣議においてコール首相が“突然”まさしく“突然”に東独政府にすぐの《通貨同盟及び経済同盟》創設に関する西独政府と交渉をする提案を決定した。その前日には連邦銀行ペール総裁は東ベルリンで東ドイツ国立銀行総裁ホルスト・カミンスキー及び副首相で経済担当大臣であるクリスタ・ルフト女史と会談していた。そこでペール総裁は「東ドイツでの通貨改革は不必要である。何故なら1948年（当時の西側占領地域での）通貨改革の状況とは全く異なっているからである」と発言している。⁽²⁰⁾ 同じ日に東ドイツのモドロウ内閣の広報担当官ヴォルフガング・マイヤーも「通貨改革は予定していない」と発言している。⁽²¹⁾ 翌日の『ノイエス・ドイチュランド』紙に小さな記事で

「通貨同盟，直ちに交渉？ 西独政府は既に準備」と報道されていたにすぎない。⁽²²⁾ さらにモドロウ首相も西独テレビ ZDF のインタビューで「東ドイツ政府は通貨同盟に関する西独連邦政府からの正式の提案を受けていない」と発言している。⁽²³⁾

ペール総裁はボンに帰って直ちに記者会見を行った。そこで「私は 火曜日（6日）の DDR 国立銀行総裁と副首相で経済大臣であるルフト女史との会談では，私の考えでは通貨同盟に関する議論は早すぎる，と説明し」，「現時点では（西独）経済大臣ハウスマン氏の三段階計画及び（西独経済省）諮問委員会の報告に同意する」と述べ，コール首相に不快感をぶつけた。そして基本的な態度として，以下のように述べている。⁽²⁴⁾

“Die Bundesregierung hat der DDR angeboten, über einen Vertrag zu verhandeln, der nur zustande kommen kann und nur realisierbar ist, wenn die DDR bereit ist, auch die notwendigen Voraussetzungen zu schaffen für so weitreichende Veränderungen, wie sie die Einführung der D-Mark als gesetzliches Zahlungsmittel erfordern. Das bedeutet praktisch, daß die DDR bereit und in der Lage ist, ihre derzeitige Wirtschaftsstruktur radikal umzugestalten. Man sollte keine Illusionen nähren und etwa den Eindruck erwecken, daß allein die Einführung der D-Mark in der DDR möglich und erfolversprechend sei. Versuchte man es dennoch, würde es sicherlich sehr negative Folgen für die DDR und für die Bundesrepublik haben. Mit der Bundesregierung besteht Einigkeit, das haben auch die Herren Haussmann und Weigel nachdrücklich an dieser Stelle gesagt, daß die Einführung der D-Mark als gesetzliches Zahlungsmittel in der DDR nur möglich ist im Kontext einer weitgehenden, radikalen Veränderung der Wirtschaftsstrukturen der DDR. Schon aus diesem Grunde kann man auch nicht erwarten, daß dies über Nacht geschieht.”

この時点ではペール連邦銀行総裁は勿論のことハウスマン経済省大臣及びワイゲル大蔵大臣も「前提条件なしでの」通貨同盟締結には反対であった。また連邦経済省の諮問委員会は「ドイツ民主共和国への通貨同盟導入には大きな危惧を抱いて」、議長であるハンス・シュナイダー教授の名前で2月9日にコール首相宛に書簡を送った。そもそも通貨同盟とは何か、との意味を明確にする事からも少々長いが、その書簡の重要な一部を索引してみよう。⁽²⁵⁾

“Die Währungsunion sollte nach unserer Auffassung (Der Sachverständigenrat—I.M.) nicht am Beginn stehen:

☆ Es kann nicht Sinn einer Währungsunion sein, die durch die jahrzehntelange Mißwirtschaft in der DDR aufgeblähten Geldbestände nunmehr im Zuge der Umwandlung in D-Mark in ihrer Kaufkraft aufzuwerten. Statt auf diese Weise Lasten des alten Wirtschaftssystems abzutragen, sollten verfügbare Mittel besser in die Neugestaltung der Wirtschaft investiert werden. In unserem Sondergutachten haben wir dafür plädiert, die Lösung für den Abbau des Geldüberhanges in erster Linie über den Verkauf von Sachwerten aus dem Staatsbesitz der DDR an die Sparer zu suchen, um deren Vermögenseinbuße so gering wie möglich zu halten.

☆ Es ist wohl unvermeidlich, daß die Einführung der D-Mark bei den Bürgern der DDR die Illusion erwecken muß, mit der Währungsunion sei auch der Anschluß an den Lebensstandard der Bundesrepublik hergestellt. Davon kann jedoch keine Rede sein; das Einkommen ist an die Produktivität gebunden, die bisher weit hinter der in der Bundesrepublik zurückbleibt. Die Erwartung, daß die Produktivität und mit ihrer Löhne wie Renten bald erheblich steigen werden, ist wohlbegründet; allerdings müssen die Voraussetzungen dafür im realwirtschaftlichen Bereich geschaffen werden. Die Währungsunion kann dies nicht leisten.

☆ Die einheitliche Währung wird den Abstand der Einkommen schlagartig verdeutlichen, Forderungen nach einer Korrektur werden nicht auf sich warten lassen und schwerlich abzuweisen sein. Die Nominallöhne werden dann über die Zunahme der Produktivität hinaus ansteigen. Die geht zu Lasten des Produktionsstandorts DDR, und der dringend erforderliche Kapitalzustrom aus dem Westen bleibt aus.

Der Druck auf die Bundesrepublik würde anwachsen, den Abstand der Einkommen (Löhne und Renten) durch einen "Finanzausgleich" zugunsten der DDR zu verringern. Riesige Belastungen kämen auf die öffentlichen Haushalte zu. Es wären nicht nur erhebliche Steuererhöhungen unvermeidlich, es würden vielmehr auch öffentliche Mittel in Transfers für konsumtive Verwendungen gebunden, die bei der Finanzierung von Maßnahmen zur Verbesserung der Infrastruktur fehlen müßten. Dies kann nicht im Interesse der Menschen in der DDR liegen, deren Chance in einem Anstieg der eigenen Leistungsfähigkeit liegt. Private und öffentliche Investitionen und nicht erhöhter Konsum sind dafür die Voraussetzung. Transfers könnten sogar die Bereitschaft untergraben, sich selbst anzustrengen.

☆ Das Argument, eine Währungsunion sei die Voraussetzung, um das Engagement privater Investitionen in der DDR in Gang zu setzen, steht auf schwachen Füßen. Stabile Währungsverhältnisse lassen sich in der DDR auch auf andere Weise herstellen. Eine rasche Zunahme der Investitionen setzt Reformen im realwirtschaftlichen Bereich voraus. Solange die Preisstruktur in der DDR verzerrt ist und die Bedingungen für Investitionen unklar bleiben, bewirkt eine Währungsunion eher das Gegenteil; die Standortqualität der DDR verschlechtert sich im Verhältnis zu Regionen in der Bundesrepublik."

だがさらに東ドイツの国内の政治的空洞化と経済的悪化の進展は想像以上のテンポで進んでいた。1990年12月2日と言われていた西独総選挙（実際にはドイツ統一後の初の総選挙となったが）への動きとも絡んで東ドイツの政治的、経済的状況の進展は、西独の“国内問題”と変化していった。東ドイツ総選挙（3月18日）への動きが西独総選挙への代理戦争となった。西独、東独の各政党、団体は《ドイツ統一》の大合唱となった。そうした中で政権党であったSED・PDSのみが《ドイツ統一》を表明していなかった。SED・PDSの名誉議長でもあるモドロウ氏がモスクワを訪問した。1990年1月30日モスクワでゴルバチョフ・モドロウ会談が行われた。その際にゴルバチョフは「ドイツ統一について原則的には誰も疑問を抱いていない事について両独政府は勿論のこと四大国の間にも一定の合意があるようにおもわれる」と述べ、それまでのドイツ統一に対する批判的な態度を変えた。⁽²⁶⁾ 西側諸国はソ連がとうとうドイツ統一に《青信号》を出したと解釈した。1989年12月以来ドイツ統一要求を掲げたデモが拡大の一途をたどり、統一に慎重な態度を唱えていたモドロウ首相のSED・PDSは国民からも孤立を深めていた。ゴルバチョフは東独の国民意識からもモドロウ首相の統一構想を受け入れざるを得なかった。それが前記のモスクワでのゴルバチョフ・モドロウ会談であった。1990年2月1日東ドイツ首相として「一つの祖国、ドイツのために——ドイツ統一への道を歩ための構想」を発表した。⁽²⁷⁾

これを起点として東ドイツ国内の政治的、経済的状況に新たな質的転換をもたらした。そうした状況の中で既に述べた1990年2月7日のコール首相の『通貨同盟』提案がなされたのであった。

かかる状況の中で東ドイツ総選挙前の情勢を自分の目で確かめるために私は再びドイツを訪問した。今回の主な滞在地は反体制運動の中心地であるライプチヒであった。とりわけニコライ教会を中心とする月曜日デモは典型的な反体制運動であった。ライプチヒ・オペラ座とゲバント・ハウス・ホールに囲まれた広場で毎週月曜日にデモが行われていた。その月曜日デモ（1990年2月12日）に“参加”した。夕方になるとライプチヒ周辺の町から列車を利用し

て中央駅に到着した“ザクセン人達”を含めて、多くの市民が統一要求を象徴する西独の三色旗を靡かせながら広場へと三々五々集まって来ていた。だが1989年12月までのデモ隊の主要な要求であった「刷新された社会主義」や「より良い社会の建設」から、「西ドイツ・マルクが来なければ我々が東ドイツを出て行く」のスローガンのように大衆の要求は《西独・マルク崇拜》になっていた。西独の三色旗と並んで“旧”ザクセン王国の旗が多くたなびいていた。これは西独基本法第23条による西独への《編入・合併》要求を意味していた。それまでの東ドイツの県行政単位から州行政単位に改組して、州議会が決議すれば「その編入（併合）は効力を発する」（西独基本法第23条）のである。⁽²⁸⁾ 主権国家を前提とする東西ドイツ統一には当然新たな憲法を制定し、西独基本法そのものの効力の失効を規定している第146条が適用されねばならない。⁽²⁹⁾ それ故「(東ベルリン) 中央政府が(統一に) 反対すれば、我々だけでも(西ドイツに) 編入する」とのデモ・スローガンが意味を持つ事になる。約2カ月前のブランデンブルグ門開放式典デモの中で私自身《ドイツ統一への流れ》をひしひしと肌で感じたとはいえ、このライブチッヒ月曜日デモ“参加”までの短い期間に東ドイツの国内の政治的、経済的状况の変化の大きさに慄然とした。

1990年2月13日ボンで第2回コール・モドロウ首脳会談がおこなわれた。そこでその後の東西ドイツ統一に決定的な役割を演ずる『通貨同盟』の条約交渉がおこなわれた。そこでは通貨同盟及び経済同盟締結準備のため専門委員会の設置に関しては両者とも合意したがモドロウ氏は「段階的に」、コール首相は「出来るだけ早く」と通貨同盟条約締結の意志を表明した。⁽³⁰⁾ ボンにおけるモドロウ首相は、「(東西ドイツ統一は) 併合ではなく、相互に責任をもって!」と主張したが、同行した東独・SPDの経済専門家ボルフガク・ロートはコール・モドロウ会談を「コールがモドロウの胸にピストルを突きつけた交渉」と表現した。⁽³¹⁾ このコール・モドロウ会談後にも西独連邦銀行ペール総裁は『シュピーゲル』誌とのインタビューで「(東西ドイツの) 通貨同盟、経済同盟の締結による同一通貨地域、経済地域をつくりだす過程は複雑である。通貨・

貨幣の分野のみならず、他の多くの分野の整備が必要であり」、かつ「通貨同盟の重要な前提条件は東独の銀行制度の改革である。西独と同じ法令、法律が適用されるか、同じ法律を制定する必要がある。それ以外に（東独への）西ドイツ・マルクの導入は重要な（東独の）国内政策分野、とりわけ経済政策、財政政策、通貨政策及び社会政策を遂行する際の（東独）国家主権を失うことを意味している」と述べている。⁽³²⁾

かかる状況の中で1990年3月18日東ドイツの総選挙が行われた。結果は明白であった。保守党の『ドイツ連合』（CDU, DSU, DA）が400議席の内192議席を獲得する大勝利であった。総選挙翌日の『ノイエス・ドイチュランド』紙は「予想に反しての保守連合の圧倒的勝利——今後の情勢は？」の大見出しで報道した。投票の40.91%を獲得したCDUの党首デメジエール氏は「こうした選挙結果を予想していなかった。私が首相になるか、ならないかは今決定できない」と記者会見で発言した。⁽³³⁾

3月18日の総選挙で勝利したCDU党首デメジエール氏は約一月後にSPDを引き込んでの大連立内閣を組閣した。1990年4月19日に人民議会で首相就任の初の施政演説を行った。統一の第一歩としての第一国家条約といわれる『通貨・経済・社会保障同盟』を東西ドイツで締結するにあって東独国民の利益を最優先すると明言した。だが統一への形態は西独基本法第23条による編入（Beitritt）をとり、「不名誉な吸収合併ではなく、主体性をもった編入である」とし、さらに経済・通貨同盟に関しても「東独国民は“二級の国民”であってはならない」と述べている。⁽³⁴⁾ だがここでは明確に《東西ドイツの統一の出発点》は主権国家間の《統一》ではなく、《編入・合併》の形態をとった事の確認が重要である。

1990年5月18日両独政府により通称第一国家条約といわれる『通貨・経済・社会保障同盟創設に関する国家条約』が調印され、⁽³⁵⁾ 「統一への過程は後戻り出来ない」（デメジエール首相）歩みとなって《編入・合併》への道を取る事となった。これにより『東ドイツ』が、『東【部】ドイツ【地域】』となった事実を冷静に認識しなければならない。とりわけ『国家条約』の締結に際して重

要な事項の一つは『通貨同盟』による「1990年7月1日より西独マルクを東独における通貨として導入する」（第10条，第5項）事であった。『経済・通貨及び社会保障同盟』の機能化に必要な西独の法律を適用し，「東独憲法のこれと対立する規定はもはや適用されない」（第2条，第2項）こととなった。さらに「東独は自由な関税貿易の原則，とりわけ関税貿易一般協定（ガット）の原則を考慮し」（第13条第1項），だが「東独のもっている対外経済関係，とくにコメコン諸国に対する条約の義務は保護をうける」（第13条，第2項）ことで，とりわけ対ソ連関係の政治・経済関係を配慮した。さらに大きな意見の対立をうんだ事項である「土地と生産手段に対する個人投資家の所有権，……，を保証する」（第2条第1項及び付則第IX.）が重要である。そして工業部門では「東独企業の構造的対応を促進」（第14条）し，農業部門では「EC市場秩序に相応した価格制度を導入する」（第15条，第1項）が，「一定の農産物については両独間の取引の際に特別な量的規制処置をとる事ができる」（第15条，第2項）と規定している。

経済学的な意味での通貨同盟の解釈はここでは行わない。確認すべき事は自国の金融・財政制度，とりわけ自国の独立した通貨制度及び通貨主権を失う事を意味し，通貨政策及び金融政策に関する全面的な責任は相手側，即ちこの場合には西独政府，フランクフルトにある西独連邦銀行が引き受ける事である。そして当然《編入・合併》の方法による《統一》は東独の国家主権を失う事を意味していた。

かかる状況を背にして私は三度目のドイツ旅行となった。今回の主な目的は7月1日導入された通貨同盟2カ月後の実態をこの目で確かめるためであった。こうした理由から当然西独政府のあるボン及び東西ベルリンを訪問先とした。ボンでは統一への自信と，だが予期していた以上に統一に伴う問題が複雑である事，さらに“ボンっ子”としてベルリンが統一ドイツの首都と条約で規定された事などを反映して分裂国家の統一を素直に喜べない心境を話し合いの言葉の端々に読み取れた。

8月から事実上東ドイツへの入国にはビザなしで行ける事になっていた。こ

れは東西ドイツの“国境”がなくなった事を意味する。そこでボンからは列車でベルリンに行く事にした。ボンから特急列車インターシティでハノーバーまで行き、そこでマグデブルグ経由のベルリン行きの急行列車に乗り換えた。その列車は満員であった。未だ夏休みの休暇期間中であつたにせよ、これほど人の動きが活発になっていることにまず驚いた。かつての国境の駅、ヘルムシュテット（西独側）とマリエンボーン（東独側）の駅での停車時間は電気機関車からディーゼル機関車への切り替えの10分間のみであつた。この鉄道線路にそつて建てられていたかつての“壁”や鉄条網、それに人のいなくなった税関の建物をあつというまに通過した。経済統一の重要な前提である人（労働力）、商品、資本の自由往来うち、人、商品の移動の凄さの一部をこの目で確かめた。

このことは更にベルリンで経験する事になる。前回の滞在の際も東西ベルリンを往復したが一応ビザの取得をしていたし、さらにチェックポイント・チャーリーでのコントロールも受けた。それが8月からは東西ベルリンの地下鉄及びS・バーン（都市鉄道）は完全に一つの交通網になっていた。今回ポツダムに住む友人を訪問した時も“旧”西ベルリンを抜けて行った。これまでと違ってベルリン環状道路を通過して迂回する必要がなくなっていた。少なくとも交通体系に関してはすでに“東西”と言うベルリンの区別はなくなっていた。それまで閉鎖されていた“旧”東ベルリン地域の地下鉄の駅が次々修復されて開業していた。ブランデンブルグ門の前にS・バーンのウンターデン・リンデン駅も開かれた。さらに“旧”東ベルリンへの浮浪者の流入、麻薬、犯罪の発生も多くなった。私の帰国直前にケムニッツ市でとうとう銀行強盗まで発生した。

私の滞在中にライプチヒでは恒例の秋のメッセ（商品見本市）が開催されていた。ベルリンからアウトバーンを使ってライプチヒを往復した。昨年と比較して2倍以上の交通事故の発生が象徴するように、アウトバーンでの自動車の多さには驚いた。とくにトラックが多い。それは通貨同盟導入後の物資の流通の凄さを表わしていた。数カ月前散策した市の中心地の広場（マルクト）及び中央駅周辺の雰囲気は一変していた。大きな国家的行事があるとき“赤旗”などを掲揚していたポールには、“赤っぽい”コカ・コーラの旗がひらめいて

いた。

こうした中で東西ドイツの統一（10月3日）を決めた『第2国家条約』が調印された（8月31日）。「(条文) 900頁以上——東ドイツの死亡通知書——，“統一条約” 調印」(『ノイエス・ドイチュランド』紙) がウンターデン・リンデン通りにある宮殿で行われた。調印後デメジエール首相は「ドイツの戦後史で最も重要な条約の一つ」、西独連邦内務省大臣ショイベルは「この条約で(経済の) 飛躍が多くの人々が予期している以上に早く来るだろう」と挨拶した。⁽³⁶⁾

だが西独も日本も戦後45年かけて導入してきた“市場経済”が東ドイツでは一夜にして通貨交換、商店の棚の西側商品への入れ換えが行われたのである。この過程は相当な無理を伴うのも当然であろう。工業、農業生産の混乱が益々ひどくなっていた。さらに東ドイツの平均賃金は西ドイツのその半分以下にも拘わらず、西側から入れ替わった商品の東ドイツでの価格は西ドイツ地域と比較して高いという現象、また例えば220万人の公務員の内、170万人の首切り、生産性の低さから競争力をもたない企業の倒産、ストの続発など社会問題などが益々先鋭化してきている。かかる事態を背景にして両独一般国民は『第2国家条約』の締結にも冷めた空気が支配的であった。

今回のボン、ベルリンでの各方面の人々と話し合った中で中心的な関心事は「統一コストは幾らかかるか?」、「誰がそのコストを負担するか?」であった。この回答には「詐欺師或は(宗教的な) 予言者しか、ドイツ統一のコストは計算出来ない!」(西独、ワイゲル連邦大蔵大臣)の言葉に誰もが頷くのである。政治家は統一に際して一切増税しないと声明しているが「売上税の引き上げ、予定していた1990年度分の企業減税の中止など必要でしょう」、だが「12月の総選挙を控えているので政治家達はそれを言えないでしょうがね!」(アルブレヒト経済部長、ボン・ドイツ商工会議所)が本音であろう。こうした事をふまえて今後の「ドイツ統一」の進展に関しての問題点を挙げてみよう。

まづ第1点は西独の“社会市場”経済制度と東独の集権的な“計画経済”体制の差からくる経済統合への産業構造上の問題である。別の表現をすれば社会体制の全く異なった経済構造、すなわち社会主義経済体制と資本主義経済

体制の“経済統合”はこれまで歴史上全く無かった経験であり、壮大な“実験”なのである。この“経済統合”の経済的出発条件としては最初に指摘したごとく西独基本法第23条による「編入（併合）」によるだけに、西独（25万 km²，11州）が東独（10万 km²，5州）を併合し、西独主導の統一ドイツ（35万 km²，16州）での経済規模での一大経済“改革”のプロセスが《ドイツ統一》の実態なのである。

第2点としては「所有問題」をどう解決し得るか、である。資本主義経済体制も社会主義経済体制も、その基本の一つは《所有関係》である。西独が戦後の急速な経済復興をとげたのは1948年の「通貨改革」以降である。いわゆる「経済奇跡」と呼ばれ1950年代、ヨーロッパのなかで最も高い経済成長をとげた。その際当然所有関係としての「私的所有」は定着した。他方東独においては例えば1946年以降に農地改革が行われ“新農民”が生れた。これが1950年代になって次第に農業協同組合の編成へと進んだ。旧地主の所有権を法的に規定し、登記記載されていた《土地台帳》が社会的意味を失い、その一部は紛失、焼却もされていた。これは工業企業の土地資産、一般住宅の建物に関する登記簿についても同じことが言えた。とりわけ現在“市場経済への移行”の際企業が銀行から融資を受けるにも《土地台帳》なしには担保能力としての資産評価を行うことが出来ないのである。それはまた私の友人が立派な家を建てたが、何時西側に住んでいる“地主”から返還要求が来るかと、心配しているように市民生活そのものにも影響を与えている。かかる所有関係をどう処理するかが重要な問題となっている。その典型に「人民所有資産は私有化しなければならない」（信託法第1条第1項，6月17日制定）の課題を遂行する『信託公社』（八千企業，600万人以上の就業者を抱え，民営化，売却を業務とする世界最大の持ち株会社）がある。「所有権を明確にしないと業務は一步もすすまない」（イスラエル企業相談部長，信託公社）のである。妥協策として『（旧）所有権』に抵触させないで，当面は『（現）利用権』の適用で実務処理を行う」（アルブレヒト経済部長，ボン・ドイツ商工会議所）選択しかないのが実状であろう。とりわけ1990年6月17日に人民議会で制定された『人民所有資産の

私有化及び再組織化に関する法律』(信託法)の運用が重要となってくる。⁽³⁷⁾

第3の問題としては旧東独の人々の“日常生活態度”をどう新しい状況に適応させるか、である。企業倒産、物価の値上げ、社会保障の後退、西ドイツ人に対する経済的、社会的格差からくる圧迫感など、その精神的負担は想像以上のものがある。中央官庁を解雇される友人の職場を訪れた。私物の“整理”を助けるためである。廊下には捨てられた書類の山、タイプライターなどの事務機が主人のいなくなった事務室に無造作に打ち捨てられていた。建物の入り口の看板は既に“オフィスビル”に入居した数十の会社の看板がかかっていた。正しく“倒産企業”の有様そのものであった。

これはまた西独国民にもあてはまる。「(東ドイツとの接触が多かった)西ベルリンの住民はまだ良いが、西独の20才~40才代の人々は東ドイツはまったく“外国”なのです。統一のために自分の懐から1銭も払いたくないのが本音です。種々の会合で統一の重要性を説明するのですが! 頭の痛い問題なのです。」(コーネルソン教授, ドイツ経済研究所)

結論としては以下のようになる: 法的なドイツ統一(10月3日)はすぐに出来る。だが、経済・社会的な統一は、つまり“東西”ドイツ人の価値観や社会生活、交流のやり方がうまくかみ合うのにはまだまだ日時を要するのである。だが政治的には「この歴史的チャンスは逃がさない」(キューン所長・連邦ドイツ国内関係省付属《全ドイツ研究所》, ボン)し、経済的には当面の「一年半先位までの予想は全く至難」だが、「(統一)ドイツ経済の10年後なら明確に見通せる」(ドイツ銀行調査)という事になろう。

かかる状況をふまえて、目次の内容にそって「ドイツ統一後の東部ドイツ地域の経済問題」を解明していくつもりである。幸いな事には1991年9月から1992年8月まで駒沢大学在外研究制度によりベルリンに研究滞在する事が決まっている。ドイツ経済研究所(ベルリン), 全ドイツ研究所(ボン), ベルリン経済大学(ベルリン)などの各研究機関を中心に指導を受けながら今後も《ドイツ統一後の経済問題》を追求していきたいと思っている。

(1990年11月)

注

- 1) Hans Modrow; “Diese Regierung wird eine Regierung des Volkes und der Arbeiter sein”, Auf der 12. Tagung der Volkskammer, Neues Deutschland vom 18/19. Nov. 1989
- 2) Ebenda.
- 3) Ebenda.
- 4) “Erstemals Rückgang der industriellen Warenproduktion”; Neues Deutschland vom 20. Dezember 1989, S. 6
- 5) Rede von Bundeskanzler Helmut Kohl am 28. November 1989 vor dem Deutschen Bundestag, in der er ein Zehn-Punkt-Programm zur Überwindung der Teilung Deutschlands und Europa verkündet: in; «Der Spiegel», Dokument, 3. Zeitgeschichtliches, Dokument für Abonnenten des Spiegel, 1990
- 6) «Gemeinsame Mitteilung der Regierungschefs», Neues Deutschland vom 20. Dezember 1989, S. 1 und S. 6
- 7) 1989年11月28日の西独連邦議会でのコール首相の10項目提案の最初の部分の演説で次のように述べている。

「Der Weg zur deutschen Einheit, das wissen wir all, ist nicht vom “grünen Tisch” oder mit einem Terminkalender in der Hand zu planen. Abstrakte Modell kann man vielleicht polemisch verwenden, aber sie helfen nicht weiter.」（索引文献（5）を参照せよ）

- 8) Hans Modrow; “Diese Regierung wird eine Regierung des Volkes und der Arbeiter sein”; Auf der 12. Tagung der Volkskammer, Neues Deutschland vom 18/19. November 1989
- 9) この M・モドロウ新政権になって初めての中央委員会総会を前に“旧”東ドイツ内閣は総辞職し、その翌8日の総会初日に“旧”政治局員全員も辞任した。しかし9日夕の記者会見ではこれといった重要な決定も出づに終わろうとしていた。そして質問されて思い出した、とでもいうようにシャボフスキー政治局員がベルリンの壁の“解放”という世紀の発表がなされた。『ノイエ・スドイチュランド』紙が1ページを割いて当時の実情を検証し、クレンツ政権が見通しのないまま『ベルリンの壁』解放をおこなった事を報道している。

Dr. Claus Dümde; “Wie kam es zum Sturm auf die Mauer?”, Neues Deutschland vom 3/4. November 1990

- 10) Egon Krenz; “In der DDR—gesellschaftlicher Aufbruch zu einem

erneuerten Sozialismus”, Referat auf der 10. Tagung des ZK der SED, Neues Deutschland vom 9. November 1989, S. 3

- 11) 前首相であった H・モドロウ氏が、NHK 主催シンポジウム、「ペレストロイカと東西新時代—ソ連・東欧の世紀末を展望する—」（1990年4月22日）参加のために訪日した。その機会に在日ドイツ民主共和国大使館が主催して歓迎パーティが開かれた。筆者も参加したが、そのときのモドロウ氏の挨拶で“Volksrevolution”の言葉を用いていた。この日本語訳は「人民革命」ではなく、やはり「民衆の革命」が適切であると考える。
- 12) Hans Modrow; “Souveräne DDR muß ein solider Baustein für europäisches Haus sein”, Auf dem außerordentlichen Parteitag der SED vom 8. Dezember 1989, Neues Deutschland vom 9/10. Dez. 1989
- 13) “Führungsrolle der SED wurde aus der Verfassung der DDR gestrichen”; Neues Deutschland vom 2/3. Dezember 1989
- 14) この時期に既成政党以外に、新フォーラム、民主的曙、今こそ民主主義、社会民主党、緑の党など結成された。多くの文献があるが比較的によくまとめたものとして以下の文献を参照せよ；
Gerhard Rein; “Die Opposition in der DDR, Entwürfe für einen anderen Sozialismus”, Wichern-Verlag GmbH, (West) Berlin 1989
- 15) Bundesministerium für Wirtschaft; “Wirtschaftspolitische Herausforderungen der Bundesrepublik Deutschland im Verhältnis zur DDR”, Gutachten des Wissenschaftlichen Beirats beim Bundesministerium für Wirtschaft, Studien-Reihe 67, Bonn, 16. Dezember 1989
- 16) Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung; “Zur Unterstützung der Wirtschaftsreform in der DDR; Voraussetzungen und Möglichkeiten”, Sondergutachten vom 20. Januar 1990
- 17) Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung; “Weichenstellungen für die neunziger Jahre—Jahresgutachten 1989/90—”, Metzler-Poeschel Stuttgart, Dezember 1989
- 18) Bundesministerium für Wirtschaft; “Jahres-Wirtschaftsbericht 1990”, Bonn 1990, S. 23
- 19) Reiner Hübner: “Geheimplan der Bundesbank zur DDR-Sanierung”, in; Zeitschrift, «Capital», Feb. 1990. S. 17
- 20) Neues Deutschland vom 7. Feb. 1990
- 21) Ebenda.
- 22) Neues Deutschland vom 8. Feb. 1990

- 23) Neues Deutschland vom 9. Feb. 1990
- 24) Erklärung von Bundesbankpräsident Karl Otto Pöhl vor der Bundespressekonzferenz in Bonn, 9. Februar 1990: in; Hamburger Beiträge zur Wirtschafts- und Währungspolitik in Europa, Wilhelm Nölling (Hg.), Heft 7, Hamburg, 28. Februar 1990. S. 54
- 25) Ebenda S. 67-68
- 26) 『朝日新聞』, 1990年2月2日
- 27) Neues Deutschland vom 2. Feb. 1990.
- 28) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Art. 23. 【Geltungsbereich des Grundgesetzes】 Dieses Grundgesetz gilt zunächst im Gebiete der Länder Baden, Bayern, Bremen, Groß-Berlin, Hamburg, Hessen, Niedersachsen, Nordrhein-Westfalen, Rheinland-Pfalz, Schleswig-Holstein, Württemberg-Baden und Württemberg-Hohenzollern. In anderen Teilen Deutschland ist es nach deren Beitritt in Kraft zu setzen.: GG, Beck-Texte im dtv. München, S. 36
- 29) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Art. 146. 【Geltungsdauer des Grundgesetzes】 Dieses Grundgesetz verliert seine Gültigkeit an dem Tage, an dem eine Verfassung in Kraft tritt, die von dem deutschen Volke in freier Entscheidung beschlossen worden ist.: Ebenda. S. 80
- 30) Neues Deutschland vom 14. Feb. 1990
- 31) Neues Deutschland vom 15. Feb. 1990
- 32) “SPIEGEL-Gespräch mit Bundesbank-Präsident Karl Otto Pöhl über die Währungseinheit mit der DDR und die Folgen”; 『Spiegel』, Nr. 9., 26. Feb. 1990
Vgl. “Gespräch mit Karl Otto Pöhl über eine deutsch-deutsche und die europäische Währungsunion”; 『Die Zeit』, Nr. 5, 26. Januar 1990
- 33) Neues Deutschland vom 19. März 1990
- 34) Neues Deutschland vom 20. April 1990
- 35) 『Gesetz zum Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland vom 18. Mai 1990 (Verfassungsgesetz)』; Gesetzblatt der DDR, Teil I. 1990, Nr. 34, S. 331
- 36) Neues Deutschland vom 1. September 1990
Vgl. “Erläuterungen zu den Anlagen zum Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über

die Herstellung der Eineheit Deutschlands vom 31. August 1990—Einigungsvertrag—”; Nomos Verlagsgesellschaft Baden-Baden, 1990

- 37) 『Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens (Treuhandgesetz)』: Gesetzblatt der DDR, Teil I., 1990, Nr. 33, S. 300